

新型コロナウイルス関連情報（オーストリア国内における規制措置）

オーストリア政府は保健省令を改正し、11月8日以降、以下の措置が実施されます。（有効期限は当面12月12日まで。）

●オーストリア政府による国内新型コロナウイルス対策措置（11月8日適用）

注1) マスクは原則としてFFP2マスクとする。着用義務は6歳未満に対して適用外とする。6歳以上14歳未満及び妊婦に対しては通常のマスクで代用可とする。

注2) 証明書の提示義務付けは12歳未満に対して適用外とする。ワクチン接種証明書が義務付けられるが、健康上のリスクからワクチン接種証明書を有さない者に対してはPCR検査による陰性証明書で代用可とする。

注3) 入場の際して証明書の提示が必要な店舗、施設では原則的に顧客に個人情報登録を義務付ける。

○証明書

・1G証明書は2回目を接種して360日（12月6日から270日）以内の接種証明書、接種が一度で済むワクチンの接種から22日以上経過して270日以内の接種証明書、陽性確認後または中和抗体確認後の接種から360日（12月6日から270日）以内の接種証明書、追加的な接種（前回接種から2回接種型で少なくとも120日間、1回接種型で14日間が経過した後に可能）から360日（12月6日から270日）以内の接種証明書のいずれかとする。

・2G証明書は1G証明書、180日以内感染に対する治癒証明書、180日以内感染に対する隔離通知書、学校で義務付けられている検査の陰性証明書のいずれかとする。ただし、12月5日までは1回目の接種者に対して、検体採取から72時間以内の権限を有する施設によるPCR検査の陰性証明書で代用可とする。

・2.5G証明書は1G証明書、2G証明書、検体採取から72時間以内の権限を有する施設によるPCR検査の陰性証明書のいずれかとする。

・3G証明書は1G証明書、2G証明書、2.5G証明書、検体採取から24時間以内の権限を有する施設による抗原検査の陰性証明書、事業所等が実施する抗原検査の陰性証明書のいずれかとする。

○集会

・25人を超える場合は、入場に2G証明書の提示が必要。

・50人を超える場合は感染対策コンセプトを作成する。

・50～250人の場合は当局への届け出を義務付ける。

・250人を超える場合は当局の許可を得る。

○公共交通機関・役所

・車内、施設屋内でマスク着用を義務付ける。

・11月15日以降、ロープウェイ、ケーブルカーの観光目的の乗車には2G証明書の提示が必要。

○飲食店

・入場には2G証明書の提示が必要。

・持ち帰りの場合には証明書提示は不要（屋内マスク着用義務）。

・クリスマスマーケット等への入場には原則として2G証明書の提示が必要。

○宿泊施設

・入場には2G証明書の提示が必要。

・飲食店、プール、フィットネスセンターなどの利用には別途、2G証明書の提示が必要。

○商店

・店舗屋内でマスク着用を義務付ける。

○サービス業

・身体が接近するサービス業への入場には2G証明書の提示が必要。

・身体が接近するサービス業以外の店舗屋内でマスク着用を義務付ける。

○スポーツ・遊戯・文化施設

・博物館・美術館・図書館を除き、入場には2G証明書の提示が必要。

・博物館・美術館・図書館でマスク着用を義務付ける。

○病院・介護施設

・訪問者は原則として2G証明書の提示が必要。

・訪問者にマスク着用を義務付ける。

○職場

- ・他者との接触が排除されない限り、原則として3G証明書を携行する。
- ・従業員が51人を超える事業者は感染対策コンセプトを作成する。

●各州による新型コロナウイルス対策措置

オーストリア政府の措置に加えて、以下のとおり各州が独自に措置をとっている。

○ウィーン州

7月1日以降、

- ・証明書の提示義務付けは6歳未満に対して適用外とする。
- ・病院の訪問は患者当たり一日一人とする。

10月1日以降、

- ・陰性証明書は12歳以上（満12歳から3ヶ月間を除く）に対して、検体採取から48時間以内の権限を有する施設によるPCR検査の陰性証明書とする。
- ・陰性証明書は6歳以上12歳未満（満12歳から3ヶ月間を含む）に対して、検体採取から48時間以内の権限を有する施設による抗原検査の陰性証明書、検体採取から72時間以内の権限を有する施設によるPCR検査の陰性証明書、学校で義務付けられている検査の陰性証明書のいずれかとする。

11月1日以降、

- ・職場で3G証明書の携行を義務付ける。ただし、検体採取から24時間以内の当局に登録した自己抗原検査の陰性証明書を携行する場合はFFP2マスクの着用を義務付ける。

11月3日以降、

- ・全ての病院の訪問者に対して、2G

Plus証明書（2G証明書及び検体採取から48時間以内の権限を有する施設によるPCR検査の陰性証明書）の提示を義務付ける。

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/wien/>

○ブルゲンラント州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/burgenland/>

○ニーダーエスタライヒ州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/niederoesterreich/>

○オーバーエスタライヒ州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/oberoesterreich/>

○シュタイアーマルク州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/steiermark/>

○ケルンテン州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/kaernten/>

○ザルツブルク州

10月18日以降、身体が接近するサービス業の店舗屋内でFFP2マスク着用を義務付ける。

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/salzburg/>

○チロル州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/tirol/>

○フォアアールベルク州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/vorarlberg/>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>